



JAF 公認競技会  
組織許可番号 09-

JMRC 関東イーストラリーツアー 第8戦

# 第26回 RBAC サンデーラリー

## 特別規則書

### 公示

本競技会は日本自動車連盟(JAF)公認の基に FIA 国際モータースポーツ競技規則ならびにそれに準拠した JAF 国内競技規則、ラリー競技開催規定、JMRC ラリーシリーズ関東地域統一規則書および本競技会特別規則に従って開催される。

- 主催      レインボーオートクラブ(RBAC)
- 協力      JMRC 千葉県ラリー部会
- 協賛      (株)ダンロップファルケン千葉  
            テンダーモータースポーツ  
            (株)シーワン・コーポレーション  
            (有)スマッシュ  
            (株)ALEX  
            (株)アイ・アール・エス  
            em☆Lab  
            京葉タイヤサービス  
            (有)コマツカーサービス  
            タイヤショップ SRP  
            (有)板倉商店 ローソン富田店  
            (株)エムアイエス  
            市原自動車センター(株)  
            (株)和光ケミカル  
            モベル  
            中山自動車  
            (株)レイル

## 第1条 競技会の名称及び格式

JMRC 関東イーストラリーツアー第8戦  
第26回RBACサンデーラリー(準国内格式)

## 第2条 競技会の種目

四輪自動車によるラリー(初・中級者向)

## 第3条 オーガナイザー

JAF 加盟クラブ レインボーオートクラブ(略称:RBAC)

## 第4条 開催日及び開催場所

2009年11月28日(土)～11月29日(日)  
千葉県内 約200km

## 第5条 申込期日

2009年11月4日(水)～11月20日(金)

## 第6条 参加申込先及び大会事務局

〒290-0069 千葉県市原市八幡北町1-1-10  
コマツカーサービス内  
レインボーオートクラブ事務局  
TEL 0436-43-5044  
FAX 0436-43-5013  
Email kcs@ca.wakwak.com

## 第7条 大会役員

大会会長	小川重和(RBAC)
審査委員長	千葉丈司(T.ARTAS)
審査委員	児山信夫(CMSC 千葉)
組織委員長	矢柳静一郎
組織委員	野呂直史
組織委員	藤澤久美子

## 第8条 競技役員

競技長	北島広実
副競技長	中嶋健太郎
コース委員長	安藤雅章
コース委員	原田晃一
計時委員長	山岸典将
計時委員	鈴木尚
技術委員長	鈴木正人
救急委員長	中嶋理沙
事務局長	須藤浩志

## 第9条 競技種類

- ・指示速度区間で行われる2セクションのアベレージラリー
- ・全区間を指示速度走行とし、タイムトライアルは設定しない
- ・道路管理者から使用承諾を得、一般交通から遮断された道路におけるハイアベレージ区間を設ける

## 第10条 参加料及び保険

(1)参加料 1台¥35,000(朝食料を含む)※  
(2)保険 ラリー競技会に有効な任意保険に必ず加入すること。詳細はJMRC ラリーシリーズ統一規則書第16条(2)・(3)に従い、未加入者は当日までに各自加入し、それを証明する書類の写しを競技会当日に受付へ提出すること。これが確認されない場合は競技会に参加できない。  
※JMRC 加盟の JAF 登録クラブ員が参加者の場合  
ドライバー、ナビゲーターどちらかが JMRC 共済未加入の場合1人当たり1000円の増額とする。

## 第11条 アシスト行為

(1)オーガナイザーの指定したサービス地点でのみアシスト行為を行える。  
(2)登録料、サービスカー1台につき1,000円及びスタート・ゴール会場使用人員1名につき3,000円(施設使用料及び朝食料及び入浴料含む)を同封すること

## 第12条 タイムスケジュール

受付	11月28日(土)	16:30～18:00
車両検査	"	17:00～18:30
ドライバーズ・ブリーフィング	"	19:00
スタート(1号車)	"	20:01
フィニッシュ(1号車)	11月29日(日)	03:00頃
表彰式		08:00頃

## 第51条 賞典

下記賞典を追加する  
Bクラス 4～6位、トロフィー、副賞  
Cクラス 4～6位、トロフィー、副賞

2009年 JMRC 関東イーストラリーツアー統一規則書の一部を次の通り変更する。

## 第30条 減点 追加

同減点の場合、  
(1)0減点区間の多いチーム  
(2)1CPより順に減点の少ないチーム  
を優先とする。